

平成20年2月14日
水道局

水第4号議案「損害賠償請求事件についての訴訟上の和解」について

水道局では、平成12年3月から14年3月までの間に行われた水道メーター入札において、談合が行われたものと判断し、16年9月に異例かつ特に重要な案件であることから議会の議決を得て、同年11月、入札参加事業者に対して損害賠償請求訴訟を提起しました。

今回、裁判所から、一部の被告（リコーエレメックス株式会社）と和解することについて勧告がなされましたので、議案として提案するものです。

なお、当局と同様の訴訟を提起している神奈川県においても、昨年8月21日に、リコーエレメックス株式会社ほか1社と和解しています。

1 訴訟の概要について

(1) 損害賠償請求金額

2億2,796万2,000円

(2) 訴えの相手方

- ① 愛知時計電機(株) (愛知県名古屋市)
- ② (株)金門製作所 (東京都板橋区)
- ③ 東洋計器(株) (長野県松本市)
- ④ リコーエレメックス(株) (愛知県名古屋市)

2 裁判所から和解勧告が出されるまでの経緯について

(1) 平成17年1月から平成19年10月まで

当局の訴えに対し、被告4社は談合の事実について否認し、応訴したため、口頭弁論が進められましたが、その後、裁判所から民事訴訟法に基づく訴訟上の和解の試みが行われました。

(2) 平成19年11月15日

裁判所から、横浜市及び被告4社のうち、リコーエレメックス株式会社に対して、和解条項が示され、その後、横浜市とリコーエレメックス株式会社との間に和解の協議が整いました。

3 和解条項について

- (1) 被告リコーエレメックス株式会社（以下「被告」という。）は、原告に対し、本件の解決金として、13,315,437円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項記載の金員を平成20年3月31日限り、原告指定の方法により支払う。
- (3) 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 和解理由及び今後の対応について

(1) 和解理由について

裁判所から示された和解条項の内容を検討した結果、次のような理由により和解することとします。

ア 今回の和解条項は、裁判所からの勧告を受けたものであること。

イ 過去に公正取引委員会による摘発のあった事例で、裁判所の判決により認定された談合による損害額の多くが、契約金額の5%から8%の間にあること。

ウ 今回の和解金額は、リコーエレメックス株式会社の契約金額の6.43%に相当するものであり、本件の訴訟は、公正取引委員会の摘発もなく、間接証拠により立証を行っていることを考慮すると、実質的には勝訴といえる水準であり、損害の一部回復が図れること。

(2) 今後の対応について

裁判所による和解の勧告があった際に、リコーエレメックス(株)以外の他の3被告は和解に応じる意思は示しておらず、当局としては、今後も引き続き、本件の損害賠償請求訴訟を継続し、談合の事実認定を求めていきます。